

# 生徒心得（本校生として心がけること）

石川県立金沢辰巳丘高等学校

## 1 重点目標

### 自主・自律の下、望ましい基本的な生活習慣の確立を目指す

- (1) かけがえのない時間を大切にし、日々の学習に真剣に取り組む。  
※遅刻の防止に努め、チャイム前着席を励行する。
- (2) 校内外を問わず、爽やかな挨拶と正しい言葉遣いができるようにする。
- (3) 校内外を問わず、服装容儀は正しく好感の持てる身なりを心がけ、責任ある言動がとれるようにする。
- (4) 広く豊かな心と教養を培い、学習や部活動など、何事にも前向きで積極的に取り組む。
- (5) 自他共に尊重し、いじめのない、思いやりのある人間関係を築く。法や規則を遵守することはもちろん、良識ある高校生としての礼儀作法や規範意識を身につける。

## 2 遅刻・欠席・早退について

### 《遅刻》

- ①遅刻は8時25分以降とする。それまでに所定の教室に入室を完了し、着席していること。
- ②遅刻の回数に応じて、授業評価や保護者面談などを行う場合があります。
- ③大雪や悪天候などにより、公共交通機関が遅延した場合は考慮することもあります。

### 《怠学や怠業による欠席や欠課》

無断欠席（怠学）や授業のさぼり（怠業）をしてはいけません。

※欠席・遅刻の連絡は、本人からではなく、必ず保護者を通して行ってください。

## 3 服装・身だしなみについて

制服は必ず学校指定のものを着用し、常に本校生徒としての誇りを持って、清潔・端正に心がけ、品位ある服装容儀を保つこと。

### 【服装について】

- ①制服を变形・加工することはしない。  
ズボンは、だらしのない着方をしない。  
スカートの長さは膝丈とし、縫い上げ等の加工はしない。
- ②ベルトを必要とする着衣の場合は、ベルトを着用すること。華美なベルトは不可。
- ③制服の下に着るものは原則、華美な色や模様の入ったものは避け、ポロシャツやセーラー服からはみ出さないように着ること。  
防寒のために着用するトレーナー類も同様である。
- ④靴下やストッキング類は華美でないものとする。
- ⑤髪を束ねる（留める）ものは華美でないものとする。

### 《異装許可について》

やむを得ない事情で異装をする必要がある場合は、事前にホーム担任を通じて生徒課

に申し出て、異装許可を得ること。

#### 【通学靴・履き物について】

- ①通学にふさわしいもの（動きやすい靴やスニーカーなど）とする。  
（靴底の厚いもの、ハイヒール類、サンダル類などで登校しない。）
- ②校内では、指定の内履きスリッパを使用し、体育館では、指定の体育館用のシューズを使用すること。

#### 【通学カバンについて】

教科書が十分に入る大きさとし、ファスナーの付いたものが望ましい。

#### 【頭髪・化粧・装飾品について】

- ①見苦しくない清潔で端正な身なりを心がけること。
  - ・頭髪の変色（茶髪など）や特異な髪型、加工等による極端な変形の髪型はしない。
  - ・前髪は目にかからない長さを基本とする。
- ②化粧、ネイル（マニキュアやペディキュア）、カラーコンタクトなどはしない。
- ③ピアス、指輪、ネックレスなどの装飾品類を身につけることはしない。
- ④ピアスの穴を開けることはしない。

### 4 携帯電話（スマートフォン）の使用について

学校や公共の場での正しい使い方・マナーをしっかりと身につけること。

- ①携帯電話（スマートフォン）は各自の下足ロッカーに入れて施錠し、校舎内に持ち込まない。

### 5 アルバイトについて

#### 原則として認めない。

ただし、経済的事情などでやむを得ずアルバイトをしなければならない場合は、必ずホーム担任に申し出て相談すること。（なお、1年生については学力を定着させる必要性があり、学業優先の観点からアルバイトの許可の基準が厳しくなっています。

### 6 金沢辰巳丘の生徒として

- ①公共交通機関を利用する場合は、乗車マナーを守り、他の乗客の迷惑になるような行為はしない。
- ②自転車で通学する場合はヘルメットを着用するように努めなければならない。
- ③バイクや電動キックボードでの通学は禁止する。
- ④地域の住民に迷惑になるような行為、ゴミなどの投げ捨てや各種店舗近辺やバス停などでのだらしない行動など、高校生としての、道徳や良識、マナーを守り、事故やトラブルなどが起きないようにすること。
- ⑤貴重品の自己管理を徹底し、必要に応じて生徒ロッカーに保管し、必ず施錠すること。
- ⑥登校後は、無断で校地外へ出ないこと。
- ⑦いじめ行為は絶対許されるものではない。（SNS上の書き込みや、誹謗中傷も含む）相手を思いやり、互いに豊かな人間関係を築き、全員が楽しく充実した学校生活を営むよう心がける。

## 7 特別指導について

社会の一員として、法律や社会規範を尊重する心を持つこと。

次の行為があった場合は、特別指導を行う場合がある。

- ①法律や社会規範に触れる行為（喫煙・飲酒・窃盗・公共物の破損など）。
- ②正当な理由のない欠席（怠学）、授業さぼり（怠業）、無断早退。
- ③法的に未成年者が禁じられている場所、酒類の提供を中心とする飲食店、本校が規制している場所への出入り。
- ④バイク・自動車の運転免許の無断取得。  
ただし、3年生については、就職希望者で採用が内定した生徒は2学期終了後から、自動車学校への入校を許可する。※許可基準あり。
- ⑤授業や行事などを故意に妨害する行為や教師に対する暴言・暴力。
- ⑥「暴力・暴言・いじめ」など、他人の人格や人権を侵害する行為。
- ⑦他人の所有物を無断で占有・窃盗する行為。
- ⑧定期試験などの不正・妨害行為。※携帯電話の持ち込みや着信も含む。
- ⑨無断アルバイト。  
※特別な事情でアルバイトが必要な場合は届出の上、許可が必要である。
- ⑩無断外泊や深夜に及ぶ外出など。
- ⑪SNSによる不適切な画像の掲載や、他者の人格や名誉を傷つける行為。

### 諸届について

※「各種手続き一覧」(P.19)も参照すること

#### 1 欠席連絡

- ・保護者を通して事前に学校に連絡する。無断欠席は厳禁。

#### 2 遅刻届

- ・遅刻しないよう心がけることが基本であり、最も重要なことである。  
遅刻した場合は、先ず生徒指導室（職員室）で遅刻届に理由・登校時刻などを記入し、入室許可証を受け取ってから授業担当者に提出し、入室する。
- ・通院・体不調などで遅刻する場合は、8時15分までに保護者から学校に連絡する。
- ・不注意による遅刻や連絡なしの遅刻が重なる場合は、厳しく指導をする。

#### 3 外出・早退届

- ・必ずホーム担任の許可を得て、所定の用紙にその理由を明記し、翌登校日、保護者の確認印を押して、ホーム担任に提出する。  
※無断早退・外出は厳禁である。怠学の指導対象となる。
- ・医療機関などでの検査や通院、その他特別な事情で早退する場合は、その旨を事前に保護者からホーム担任に連絡をする。

#### 4 旅行届（学割交付願）

- ・ J R の学生割引を必要とするときは、事務室の所定の用紙に、保護者で必要事項を記入し、保護者の確認印を押してもらい、ホーム担任を通して生徒課の許可印をもらってから事務室へ提出する。生徒同士での旅行は認めない。
- ・ 提出の次の日に事務室から必要書類が交付される。余裕を持って申請すること。

#### 5 自転車通学許可届

- ・ 所定の用紙に必要事項を記入して生徒課に提出する。登録証（ステッカー）を自転車の見やすい位置に貼って使用する。保険の加入、2重ロックなど、事故や盗難防止の対策をとること。

#### 6 J R ・ 北鉄定期券申込書

- ・ 新入生は、予備入学で申込みをして、後日学校で出張販売をする。
- ・ 継続利用は各自窓口で購入する。※学生証・現在使用中の定期券が必要。